

平成 29 年度

事業計画書



一般財団法人 全日本交通安全協会

目 次

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

- (1) 第 58 回交通安全国民運動中央大会の開催 1
- (2) 全国交通安全運動の実施 1
- (3) 交通安全年間スローガン、ポスターデザインの募集と普及 2
- (4) 交通安全ファミリー作文の募集 2
- (5) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進 2
- (6) 反射材を普及促進するための反射材フェアの開催 3
- (7) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進 3
- (8) 自転車月間の効果的推進 3

2 交通安全対策等の推進

- (1) 第 52 回交通安全子供自転車全国大会の開催 3
- (2) 第 50 回二輪車安全運転全国大会の開催 3
- (3) 幼児・子供の交通安全対策の推進 4
- (4) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進 4
- (5) 自転車の交通安全対策の推進 5
- (6) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進 6
- (7) 自動車運転者の交通安全対策の推進 7
- (8) 企業の交通安全対策の推進 8
- (9) 反射材の普及促進 8
- (10) 道路使用等の適正化に関する対策の推進 8
- (11) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援 8

3 交通安全表彰の実施

- (1) 交通栄誉章「緑十字金・銀・銅章」表彰・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 交通安全優良団体等の表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4 交通安全教育指導者の育成のための研修会等の開催

- (1) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会等・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 安全運転管理指導者講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 地域交通安全活動推進委員全国研修会・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 交通事故相談担当者研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5 交通安全教育及び啓発宣伝用資料・資器材等の作成・普及

- (1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 各種教本、パンフレット等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 映画、ビデオ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 保安用資器材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携

7 交通安全に関する調査研究等の実施

- (1) 交通安全に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 外国からの視察団等との交流等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

平成 29 年度事業計画

昨年の交通事故による死者数は、3,904 人（前年比－213 人）で、昭和 24 年以来 67 年ぶりに 4 千人を下回り、発生件数や負傷者数は、ともに 12 年連続して減少した。

しかし、今なお、年間 3 千 9 百人を超える死者と 60 万人余に及ぶ負傷者を生ぜしめる交通事故の災禍は、依然として、国民の安全、安心のために対処すべき極めて大きな社会問題である。

全日本交通安全協会は、平成 29 年度も、交通事故を減らし、「世界一安全な道路交通」を実現するため、全国の交通安全協会等と緊密な連携の下に、以下の事業計画に基づき、交通安全対策事業を推進する。

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 第 58 回交通安全国民運動中央大会の開催

国民総ぐるみの交通安全運動を推進するため、平成 30 年 1 月 18 日（木）・19 日（金）の両日、東京都内において、第 58 回交通安全国民運動中央大会を開催する。

大会の第 1 日目は、地域・家庭部会、交通安全教育部会、企業部会ごとに分科集会を開催し、交通安全運動の推進方策について討議を行う。

第 2 日目は、皇室の御臨席を仰ぎ、内閣総理大臣等の来賓を迎え、都道府県の交通安全活動の関係者など広く国民各層、全国の代表 1,800 余名の参加を得て、本会議を開催し、各種表彰、大会宣言等を行う。

（警察庁と共催、内閣府・文部科学省・国土交通省の後援）

(2) 全国交通安全運動の実施

春、秋の全国交通安全運動を他の共催団体とともに実施し、交通安全運動用のポスターの作成・配布、反射材の普及促進、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進、「交通事故死ゼロを目指す日」の広報啓発など各般の交通安全活動を実施する。

全国交通安全運動の一環として、春は、平成 29 年 4 月 8 日（土）・9 日（日）の両日、新宿駅西口広場で、秋は、（開催日未定）東京臨海副都心で、それぞれ開催される「交通安全。アクション 2017」に協力団体として参加し、反射材の普及促進やハンドルキーパー運動の推進などの広報啓発活動を推進する。

(3) 交通安全年間スローガン、ポスターデザインの募集と普及

平成 29 年使用の交通安全年間スローガンとポスターデザインを活用して、交通安全思想の普及徹底を図る。また、平成 30 年使用の年間スローガンを夏以降秋の全国交通安全運動の期間にかけて全国から募集し、これを用いた最優秀作品のポスターデザインを年末から年初にかけて全国から募集する。

（毎日新聞社と共催、関係省庁・日本放送協会の後援、全国共済農業協同組合連合会・日本自動車工業会の協賛）

(4) 交通安全ファミリー作文の募集

家庭における交通安全に関する話し合いを進め、交通安全意識の一層の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に資することを目的として、各家庭等において交通安全について話し合い、優れた実践例を募るため、交通安全ファミリー作文コンクールを 6 月下旬から 9 月中旬の期間に、全国の小学生、中学生、一般（高校生以上）の 3 部門に分けて実施する。

（警察庁等と共催）

(5) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

交通安全広報の効果的な推進を図るため、交通安全教育に携わる方々を対象とした交通安全教育推進誌「人と車」を活用し、広報啓発活動を積極的に推進する。

また、当協会のホームページに、改正道路交通法、自転車安全対策、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動などの交通安全に関する最新情報やトピックス等を掲載し、交通安全に関する広報啓発活動を行うとともに、当協会の組織や事業内容についても周知し、理解を得る。また、内容の充実と見やすさの向上を図るため、適時ホームページのリニューアルを行う。

(6) 反射材を普及促進するための反射材フェアの開催

反射材用品の普及促進、広報啓発を図るため、平成29年10月14日(土)・15日(日)の両日、東京都内において、反射材にかかる交通安全キャンペーン、各種反射材用品の展示、反射材体験等を内容とする「反射材フェア2017」を開催する。

(当協会の主催、警察庁の後援、警視庁交通部・東京都交通安全協会等の協力、全国共済農業協同組合連合会の協賛)

(7) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進

飲酒運転の根絶を図るため、警察や都道府県交通安全協会、日本自動車連盟、日本フードサービス協会など関係機関・団体と連携し、「ハンドルキーパー運動」(自動車仲間と飲食店に行き、飲酒する場合、飲まない人「ハンドルキーパー」を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送る運動)を、飲酒運転根絶のための国民運動として強力に推進する。

(8) 自転車月間の効果的推進

自転車の安全利用の促進等を図るため、「自転車月間推進協議会」が実施している5月の「自転車月間」に併せ、月間用ポスター「自転車安全利用五則」を作成、配布するほか、小冊子「自転車安全教室」を配布するなど効果的な広報啓発活動の推進を図る。

2 交通安全対策等の推進

(1) 第52回交通安全子供自転車全国大会の開催

自転車の正しい乗り方を通じて、小学校児童に交通ルールやマナーを身に付けさせるため、平成29年8月9日(水)、東京ビッグサイトにおいて、47都道府県代表による「第52回交通安全子供自転車全国大会」を開催する。

(警察庁と共催、内閣府・文部科学省・日本放送協会・朝日新聞社等の後援)

(2) 第50回二輪車安全運転全国大会の開催

二輪車運転者の安全運転技能の向上を図るため、平成29年8月5日(土)・6日

(日)の両日、三重県鈴鹿サーキットにおいて、47都道府県代表(女性クラス、高校生等クラス、一般Aクラス、一般Bクラス)による「第50回二輪車安全運転全国大会」を開催する。

(当協会二輪車安全運転推進委員会の主催、警察庁・内閣府・文部科学省・日本二輪車普及安全協会・日本自動車工業会の後援、三重県警察本部等の協力、全国軽自動車協会連合会等の協賛)

(3) 幼児・子供の交通安全対策の推進

ア 幼児教育用教材の作成、普及

幼児の交通安全教育を推進するため、「幼児交通安全教本」の普及版「子どもと保護者の交通安全ブック」、「交通安全絵本」、「交通安全紙芝居」等を作成し、広く全国の幼稚園、保育園、家庭に普及させる。

イ チャイルドシートの着用に関する広報啓発

子供の自動車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、DVD「チャイルドシートで守ってね!」などを活用し、運転者、保護者等に対し、チャイルドシートの必要性、着用の効果を認識させ、チャイルドシートを正しく取り付け着用するよう広報啓発活動を積極的に推進する。

ウ 新入学児童への黄色いワッペンの配布

新入学児童の登下校時の交通事故防止を図り、児童に交通安全に関心を持たせるため、「黄色いワッペン」(交通事故傷害保険付)を全国の小学校新入学児童全員に配布する。

(4) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進

ア 高齢者に対する交通安全教育普及活動

高齢者の交通事故を防止するため、「高齢者の交通安全」などの交通安全教育用冊子、ビデオ等の作成、普及に努める。

イ 高齢運転者の安全運転対策の推進

高齢運転者の自動車運転中の交通事故防止を図るため、日本自動車連盟及び日

本自動車工業会との共催により、参加・体験・実践型講習会（シニア・ドライバーズスクール）を開催する。

- ウ 高齢運転者標識(高齢者マーク)及び身体障害者標識(身体障害者マーク)等の普及
高齢運転者、肢体の不自由な運転者や聴覚の不自由な運転者を保護するために、高齢者（70歳以上）が自動車を運転するときは高齢者マーク、肢体の不自由な人が自動車を運転するときは身体障害者マーク、聴覚が不自由な人が自動車を運転するときは聴覚障害者マークを、それぞれ車両に付けるよう、同標識の使用の普及を図るとともに、一般運転者に対して、これらの標識を付けた車の側方に幅寄せしたり、前方に無理に割り込んだりしないように広報啓発を行う。

- エ 視覚障害者用交通信号機付加装置の整備

視覚障害者の交通安全対策を図るため、関係都道府県交通安全協会を通じて、視覚障害者用交通信号機付加装置を寄贈する。

(5) 自転車の交通安全対策の推進

- ア 自転車安全教育推進委員会の開催

自転車利用者に対する交通安全教育の普及や自転車安全対策の推進を図るため、関係省庁、関係団体、学識経験者等による自転車安全教育推進委員会（中央委員会）を開催する。

- イ 自転車のルール・マナーの周知

自転車の通行方法やヘルメットの着用など自転車のルール・マナーの周知を図るため、自転車安全教室等で活用できる「自転車の交通安全ブック」等の作成、普及に努める。

- ウ 自転車安全教育特別指導員の認定・登録

都道府県自転車安全教育推進委員会（地方委員会）から申請のあった自転車安全教育特別指導員の認定、登録を行う。

- エ 自転車会員制度の創設

自転車利用者の安全利用意識の高揚及び自転車事故に係る被害者の救済と加害

者の経済的負担の軽減を図るため、新たに自転車会員制度を設け、会員に対するサービスとして、自転車安全利用のための情報提供等を行うほか、会員専用の団体自転車保険「サイクル安心保険」を提供して自転車賠償保険の普及を促進する。

(6) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進

ア 二輪車安全運転推進委員会の開催

二輪車の安全運転教育を普及推進するため、関係省庁、関係団体、学識経験者等による二輪車安全運転推進委員会（中央委員会）を開催する。

イ 安全運転教本の作成配布

原付、二輪車の安全運転教本「あなたもライダー」、「ライディング入門」、「二輪ライダーのために」等を作成し、普及を図る。

ウ ヘルメット等着用啓発普及

原付及び二輪車の安全運転講習会等を利用して、乗車用ヘルメット、プロテクターの正しい着用の普及を図る。

エ 二輪車安全運転特別指導員の審査・認定・登録

都道府県二輪車安全運転推進委員会（地方委員会）から申請のあった二輪車安全運転特別指導員の審査・認定、登録を行う。

オ 二輪車安全運転指導員審査助成事業の推進

二輪車安全運転推進委員会の基盤である指導員制度の充実強化を図り、指導員育成のための審査を実施する都道府県交通安全協会に対し、助成を行う。

カ 原付安全運転講習会の開催支援

原付を日常運転している者の運転技能の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都府県地区支所等と協力して、原付安全運転講習会を効果的に開催できるよう支援する。

キ 二輪車安全運転講習会の開催支援

二輪免許を取得しようとする者や二輪免許既得者の運転技術の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都府県地区支所等と協力し

て、二輪車安全運転講習会を効果的に開催できるよう支援する。

(7) 自動車運転者の交通安全対策の推進

ア 教育用資料・資器材の配布

運転者に対する教育用資料（「わかる 身につく 交通教本」、「交通の教則（普及版）」、「高齢者のための交通教本」、ビデオ等）や教育用資器材を作成、配布し、教育効果の向上を図る。

特に、広く国民一般に、道路交通法や交通の教則の改正内容を周知させるために、多数の運転者が受講する更新時講習に使用される教材「わかる 身につく 交通教本」、「高齢者のための交通教本」などの資料に、その改正内容を盛り込み、都道府県交通安全協会と連携して、その広報啓発を図る。

イ シートベルト着用の徹底

全ての座席でのシートベルトの着用が義務化されているものの、後部座席における着用率が未だ低いことから、運転席、助手席はもとより後部座席におけるシートベルトの着用を徹底させるため、各種のリーフレットやDVD「時速100kmの衝撃」などを活用した広報啓発活動を積極的に推進する。

ウ 走行中の携帯電話やスマホの使用禁止等についての広報啓発活動

走行中の携帯電話やスマホの使用禁止、正しいカーナビゲーションの使用について、各種媒体を通じて積極的に広報啓発活動を行う。

エ 安全運転実技講習会の開催

自動車運転中の交通事故防止を図るため、日本自動車連盟・日本自動車工業会との共催により、参加・体験・実践型講習会（セーフティ・トレーニング）を開催する。

オ 若年・初心運転者に対する交通安全教育の充実強化

若年・初心運転者の事故防止を図るため、交通安全教育用資料等を作成するほか、都道府県交通安全協会が開催する参加・体験・実践型講習への参加を督促するなどして、安全意識の高揚を図る。

(8) 企業の交通安全対策の推進

ア 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議の開催

都道府県安全運転管理者協議会との緊密な連携を図るため、都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議を開催する。

イ 教育用資料・資器材の普及促進

企業の安全運転対策の向上を図るため、企業の経営者、安全運転管理者を対象とした安全運転管理実践のための手引書等を作成し、その普及を図る。

ウ 安全運転管理能力向上のための諸対策の推進

企業における安全運転管理能力の向上を図るため、安全運転管理指導者講習会を開催し、安全運転管理手法等の技能向上及び各企業における安全運転管理者の運転適性検査指導者資格取得を促進する。

(9) 反射材の普及促進

夜間における歩行者、自転車利用者の交通事故防止を図るため、反射材用品の普及促進や研究開発を推進する。また、関係機関・団体等と連携して反射材活用推進委員会を開催する。

(10) 道路使用等の適正化に関する対策の推進

駐車対策等の重要性を踏まえ、都道府県交通安全活動推進センターや関係機関と協力して、道路における適正な車両の駐車及び道路使用等について啓発活動を行う。

(11) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援

ア 交通安全活動支援協力事業の推進

都道府県交通安全協会が各種の交通安全活動を効果的に推進できるよう、視聴覚教材等の安全教育用資器材及び広報啓発用品等について、必要に応じ支援する。

イ 「交通安全教育車」の整備

幼児・学童及び高齢者に対する交通安全教育を推進するため、歩行者横断ト

レーナー、道路標識・標示セット、DVD プレーヤー・モニター、チャイルドシート等の資器材を搭載した「交通安全教育車」を都道府県交通安全協会に配分する。

ウ 自転車シミュレータの配分

自転車事故防止を図るための教育機器として、交通安全教室等の受講者が、自転車に乗る際の技能・知識や自転車利用のルールとマナーを効果的に取得することができるシミュレータ（模擬運転教育装置）10台を都道府県交通安全協会に配分する。

エ 交通安全活動資器材の整備

交通安全思想の普及啓発を効果的に推進するため、「交通安全広報用テント」、「警報器付横断指導旗」等を、都道府県交通安全協会に配布する。

3 交通安全表彰の実施

(1) 交通栄誉章「緑十字金・銀・銅章」表彰

多年にわたり交通安全活動に尽力し、抜群の功績等があった交通安全功労者、優良安全運転管理者及び優良運転者に対し、その功績に応じて交通栄誉章「緑十字金・銀・銅章」を贈り、表彰する。

(2) 交通安全優良団体等の表彰

交通安全活動等を積極的に推進し、顕著な功労があった次の交通安全優良団体等の表彰を行うとともに、交通安全事業に積極的に協力し、交通安全の推進に顕著な功績のあった個人、会社、団体等に対し、感謝状を贈呈する。

ア 交通安全優良団体

イ 交通安全優良事業所

ウ 交通安全優良学校

エ 優良交通安全協会

オ 優良安全運転管理者協議会

(3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰

都道府県で、二輪車の安全運転教育活動を積極的に推進した特別指導員や指導員の表彰を行う。

4 交通安全教育指導者の育成のための研修会等の開催

都道府県における交通安全教育の指導者等を育成するため、各種の交通安全指導者研修会等を開催する。

(1) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会等

二輪車安全運転特別指導員の指導能力の向上を図るため、中央研修会を開催するほか、特別指導員の資格を取得しようとする者に対する養成講習会の開催及び審査を実施する。

(2) 安全運転管理指導者講習会

企業等における安全運転管理指導者の管理能力の向上を図るため、講習会を開催する。

(3) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおける道路使用等に関する業務の適正な運用を図るため、担当責任者の研修会を開催する。

(4) 地域交通安全活動推進委員全国研修会

地域交通安全活動推進委員の実務能力の向上を図るため、研修会を開催する。

(5) 交通事故相談担当者研修会

都道府県交通安全活動推進センターで、交通事故相談・指導を担当する職員の実務能力の向上を図るため、研修会を開催する。

5 交通安全教育及び啓発宣伝用資料・資器材等の作成・普及

交通安全教育や交通安全の広報啓発を推進するため、下記の交通安全教育及び啓発宣伝用資料・資器材等を作成し、普及を図る。

(1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書

- 「交通安全教育指針（普及版）」
- 「実例 交通事故等の企業責任と対策」
- 「地域交通安全活動推進委員のための交通安全教育ハンドブック」

(2) 各種教本、パンフレット等

- 「交通の教則（普及版）」、「わかる 身につく 交通教本」、「高齢者のための交通教本」、「安全運転自己診断」、「ルールとマナー」、「危険の予測」、「わかりやすい道路交通法」
- 「こどもと保護者の交通安全ブック」
- 「高齢者の交通安全（指導者用）」
- 「自転車の交通安全ブック」、「自転車安全教室」
- 「あなたもライダー」、「ライディング入門」、「二輪ライダーのために」
- その他一般交通安全教育用教本、パンフレット類

(3) 映画、ビデオ等

子供、高齢者、自転車、シートベルト（チャイルドシート）、飲酒運転根絶など、対象や目的に応じた交通安全教育用映画及びビデオ、DVD等の教材

(4) 保安用資器材

夜間の事故防止のための反射材用品、高齢運転者等の保護のための高齢者マーク、横断指導旗など交通安全活動に使用される各種の資器材

6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携

都道府県交通安全活動推進センター（都道府県交通安全協会）の事業について、必要な連絡調整を行うとともに、当該センターとの緊密な連携を図るため、「主要都道府県交通安全協会連絡会議」及び「都道府県交通安全協会専務理事等会議」を開催する。

7 交通安全に関する調査研究等の実施

(1) 交通安全に関する調査研究

交通安全に関し、必要に応じ調査研究を行い、交通安全対策の効果的推進に資する。

(2) 外国からの視察団等との交流

外国からの視察団等との交流を行い、各国における交通事故防止対策等について意見交換を行う。